

# 令和7年度第2回春日部市男女共同参画推進審議会

日 時：令和8年1月22日(木)  
午後3時から  
場 所：春日部市役所  
本庁舎2階 203会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員及び事務局紹介
- 4 春日部市男女共同参画推進審議会の概要について
- 5 会長及び副会長の互選について
- 6 会長及び副会長就任のあいさつ
- 7 議 事
  - (1) かすかべハーモニープラン施策3－(1)  
「困難な問題を抱える女性への支援」にかかる  
推進指標（案）について
  - (2) 次期計画（第4次男女共同参画基本計画）策定に向けて
  - (3) その他
- 8 閉 会

## 令和7年度 春日部市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1

審議会役職	氏名	ふりがな	選任区分	任期
1	井ノ口 和子	いのぐち かずこ	学識経験者	令和7年12月1日～令和9年11月30日
2	金子 和夫	かねこ かずお	学識経験者	令和7年12月1日～令和9年11月30日
4	河井 孝幸	かわい たかゆき	知識及び経験を有する者 (春日部市民生委員・児童委員協議会)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
3	中田 和代	なかだ かずよ	知識及び経験を有する者 (越谷人権擁護委員協議会春日部部会)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
5	宇田川 久美子	うだがわ くみこ	市内各種団体を代表する者 (埼玉県助産師会春日部地区)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
6	金子 忠史	かねこ ただし	市内各種団体を代表する者 (春日部市PTA連合会)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
7	閔根 豊	せきね ゆたか	市内各種団体を代表する者 (春日部商工会議所)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
8	吉澤 幸子	よしざわ さちこ	市内各種団体を代表する者 (春日部市ボランティア活動推進連絡会)	令和7年12月1日～令和9年11月30日
9	櫻井 真理	さくらい まり	公募に応じた者	令和7年12月1日～令和9年11月30日
10	鈴木 和光	すずき かずひこ	公募に応じた者	令和7年12月1日～令和9年11月30日

※選任区分ごとに50音順とし、敬称は略しています。

## 春日都市男女共同参画推進審議会の概要について (男女共同参画推進審議会条例より)

### 1 設置の目的について（条例第1条）

男女共同参画を推進するため、審議会を設置するもので  
す。

### 2 所掌事務について（条例第2条）

審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画基本計画に  
関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要  
な事項を調査審議するものです。

今期計画は第3次男女共同参画基本計画「かすかべハーモ  
ニープラン」（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）で  
す。

今期計画より、施策の進捗について市民評価を取り入れ、  
審議会において、ご評価をいただいております。

次期計画（計画期間：令和10年度から令和14年度まで）  
を令和9年度に策定します。

### 3 委員の構成について（条例第3条）

審議会は、委員10人以内をもって組織し、「学識経験  
者」「知識及び経験を有する者」「市内各種団体を代表する  
者」「公募に応じた者」により構成されます。

委員の任期は2年となります。今期審議会委員の任期は、令和7年12月1日から令和9年11月30日となります。

#### 4 会長及び副会長について（条例第4条）

審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって選任されます。

会長は、審議会を代表し、全体を取りまとめるとともに議長となるものです。

副会長は、会長を補佐し、必要がある場合は、会長の職務を代理することになります。

#### 5 会議について（条例第5条）

会議は、会長が招集し、過半数が出席しなければ開くことができません。また、議事は、出席委員の過半数で決することになります。

#### 6 意見聴取等について（条例第6条）

審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聞くことや資料の提供を求めることができるものです。

#### 7 審議会の庶務について（条例第7条）

審議会の庶務は、総務部人権共生課が事務局として担当します。

## 8 会議の公開について（情報公開条例第27条）

会議は、公開するものとされており、本会議も公開となります。傍聴希望者が居る場合には、傍聴を認めることになります。

また、会議後に会議録を作成し、市政情報室とホームページで公開します。

## 議事（1）

### 「困難な問題を抱える女性への支援」にかかる推進指標（案）について

#### かすかべハーモニープラン

（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

#### 目標3

「協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり」

#### 施策3－（1）

困難な問題を抱える女性への支援について

【目標】だれ一人取り残さないやさしいまちにする

【取組の方向性】

○制度の狭間にある困難な問題を抱える女性に対する  
支援を充実します。

○関係団体と連携して支援を行います。

【推進指標】困難女性支援法施行後に設定

上記基本計画に位置付けられている施策について、【推進指標】が未設定のため評価を保留しており、計画の進捗管理にあたり設定する必要があります。

案について、委員の皆様のご意見を伺い、市が決定します。

## 「困難な問題を抱える女性への支援」概要

### 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）について

日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）について、抱えている問題等に応じ、関係機関及び民間団体の協働により切れ目無く支援し、その人権が尊重され、安心し、自立して暮らせるようになることを目指す法律。（令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行）

### 2 市の役割（困難女性支援法第4条、第5条、第6条関係）

身近な相談機能を果たすとともに、福祉制度の実施主体であることから庁内関係部署等相互に連携し、必要とする支援を包括的に提供する。

### 3 市の実施状況

#### ①身近な相談機能を果たす → 実施中

- ・配偶者暴力相談支援センター及び庁内関係部署において、様々な困難な問題を抱える女性について担当業務の観点から相談に対応している。

#### ②庁内関係部署等相互に連携 → 実施中

- ・庁内関係部署及び市社会福祉協議会、春日部警察署を含む連絡会議を開催し、相互連携について確認している。

### ③必要とする支援を包括的に提供→一部未実施

- ・DV避難者等の庁内における手続きや転宅支援について、必要に応じ同行支援を実施している。
- ・各制度に該当せず、法的支援が難しい女性については、社会福祉法人やNPOなどの民間団体との連携による伴走支援が想定されているが、未実施。

## 4 推進指標（案）について

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
DV防止並びに被害者及び困難女性支援連絡会議※又は同研究会の開催回数	1回 研究会開催 (DV被害者対応研修)	2回 連絡会議又は同研究会の開催	困難な問題を抱える女性への支援のため、庁内連携の充実を目指します。
困難な問題を抱える女性を支援する民間団体の数	0団体	2団体 社会福祉団体 又はNPO団体	困難な問題を抱える女性を支援する民間団体の確保を目指します。

※春日部市配偶者等からの暴力の防止並びに被害者及び困難女性支援対策連絡会議（令和5年要綱第179号、令和7年改正）

連絡会議：春日部市（18課）、市社会福祉協議会、

春日部警察署、埼玉県越谷児童相談所

研究会：連絡会議構成機関の実務担当者及び相談員の職にある者

**【参考】困難な問題を抱える女性とは**

生活や健康、安全、権利の実現に重大な障壁があり、支援なしでは自立や回復が難しい状況にある女性。複数の困難が重なり合い状況が深刻化している女性。

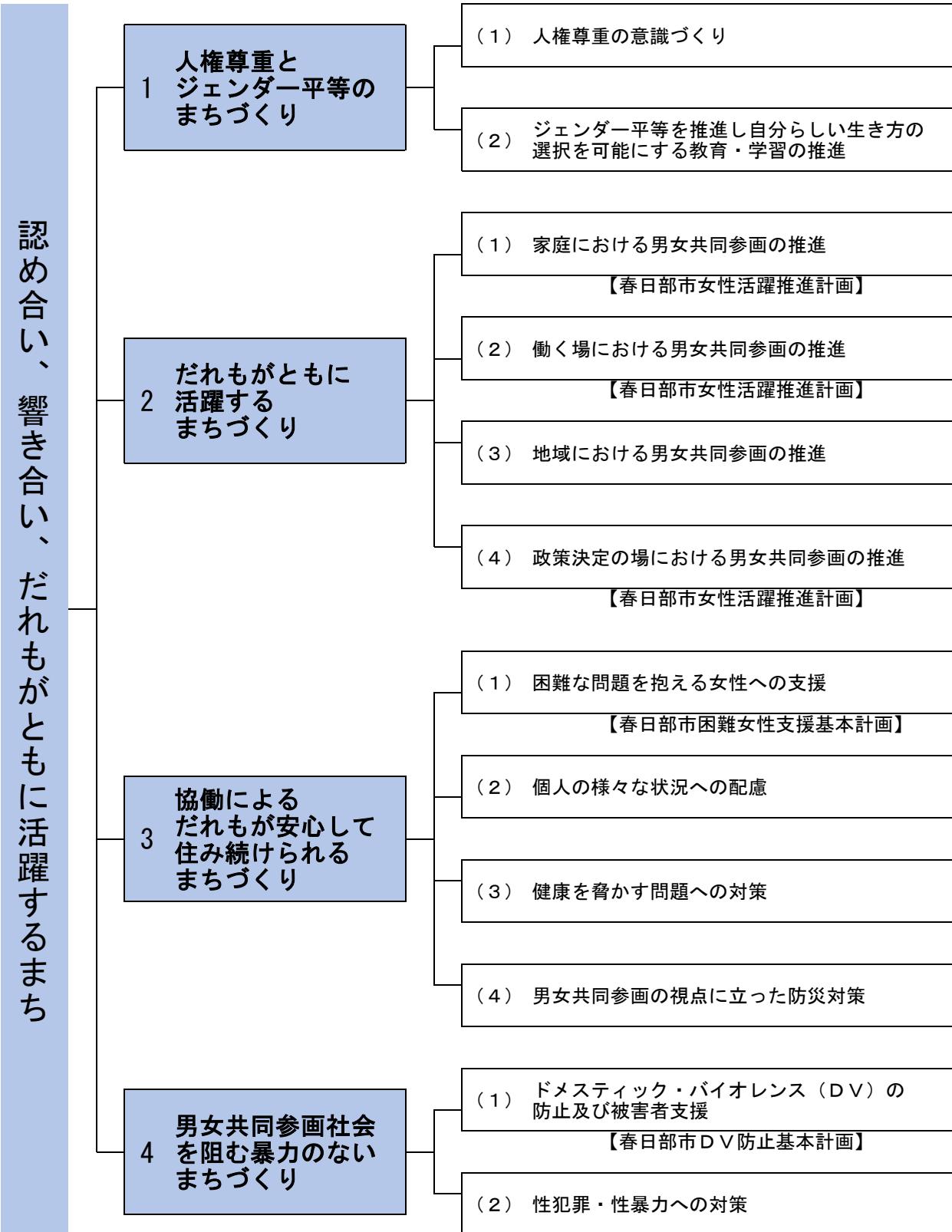
- ① 経済的に困難な女性
- ② 暴力や虐待を受けている女性
- ③ 心身の健康課題を抱え自立困難な女性
- ④ 妊娠・出産をめぐる脆弱性を抱えた女性
- ⑤ 社会的孤立・差別により自立困難な女性
- ⑥ 法的トラブルを抱えた女性
- ⑦ その他さまざまな問題を抱えた女性

## 計画体系

【目指す姿】 【目標】 【施策】

かすかべハーモニー・プラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち



計画期間：令和5年度から令和9年度まで

## 議事（2）

## 次期計画（第4次男女共同参画基本計画）策定に向けて

	予定	審議会	審議事項
令和7年度	7月	令和6年度実施状況 市民評価の依頼（郵送）	
	9月	令和7年度第1回会議	令和6年度実施結果 市民評価
	11月	【任期満了】	
	12月	【今期任期開始】	
	1月	令和7年度第2回会議 会長・副会長選任	困難女性支援にかかる 指標について 次期計画策定に向けて
令和8年度	6月 下旬	令和7年度実施状況 市民評価の依頼（郵送）	
	8月 下旬	令和8年度第1回会議	令和7年度実施結果 市民評価 次期計画策定に向けて/ 市民意識調査実施
	1月	令和8年度第2回会議	次期計画策定に向けて/ 市民意識調査報告

	予定	審議会	審議事項
令和9年度	6月	令和8年度実施状況 市民評価の依頼（郵送）	
	8月	令和9年度第1回会議	令和8年度実施結果 市民評価 次期基本計画について <b>諮詢</b> 計画骨子提示
	11月	令和9年度第2回会議  【任期満了】	次期計画（案）提示
	12月	【任期開始】	（パブリックコメント 実施）
	2月	令和9年度第3回会議 会長・副会長選任	パブリックコメント 報告 次期計画について答申 の決定 <b>答申</b>
	4月		第4次基本計画 スタート